

開催年月日	平成24年1月10日(火)
質問者	自民党・道民会議 船橋 利実 委員
答弁者	保健福祉部長 白川 賢一
	地域福祉担当局長 内海 敏江
	総務課政策調整担当課長 工藤 克博
	障がい者保健福祉課長 梅井 治雄

質問内容	答弁内容
<p>一 第3期北海道障がい福祉計画について</p> <p>(一) 障がい特性に配慮した福祉避難所について</p> <p>1 福祉避難所の指定状況などについて</p> <p>まずはじめに、福祉避難所についてである。道では、災害時に一般的な避難所での避難生活が困難な、障がい者や高齢者など、いわゆる災害要援護者のための福祉避難所の指定を推進しており、今年度は、福祉避難所に必要となる人材を派遣する仕組みを新たにつくるなどして、より一層の推進を図ることとしているものと承知をしております。</p> <p>そこで伺うが、障がい者には、障がい特性に応じた専門的なケアが必要であり、特に災害時に被災した障がい者に対しては、特別なケアが必要となる。そうした障がいのある要援護者の方々を受け入れる福祉避難所の現在の指定状況はどうなっているのか、まず伺います。</p> <p>また、現在の福祉避難所のうち、障がい者施設を利用した福祉避難所は、何カ所となっているのか、併せて伺います。</p> <p>まだ、35市町村で145の施設ということですが、そのうち障がい者施設が1市2町で4施設ということでありました。</p> <p>福祉避難所として指定を受けた施設については、それぞれどの程度の受入することができるのか、その状況を把握されているのであれば、お聞かせ願いたい。</p> <p>指定状況を聞いている中で、昨年10月末で35の市町村が福祉避難所を指定しているということであり、今後、未指定市町村のうち116市町村が指定に向けて検討中ということであったが、残りの28市町村はどういう状況なのか、伺います。</p> <p>指定の予定なしとは、そこに該当する人がいないから指定なしということなのか、それとも指定する場所がないから指定なしということなのか、実情としてはどういうことなのか、状況を把握しているのか。</p>	<p>【総務課政策調整担当課長】</p> <p>福祉避難所の指定状況についてでございますが、昨年8月に策定した「災害時要援護者支援対策の手引き」において、市町村は、災害時に特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある方々などの要援護者が利用する福祉避難所として、社会福祉施設や、介護・医療相談等を受けることができる空間を確保することが可能な小・中学校や公民館等を指定することとしているところでございます。</p> <p>昨年10月末現在、35の市町村で、145施設が福祉避難所として指定されており、その内訳は、障がい者施設が1市2町で4施設のほか、高齢者施設が43、小・中学校が32、公民館などその他施設が66となっております。</p> <p>なお、未指定市町村のうち、116市町村から、指定に向けて検討中との回答を得ているところでございます。</p> <p>【総務課政策調整担当課長】</p> <p>福祉避難所の受入可能人数についてでございますが、道では、市町村に対し、要援護者の実態を把握した上で、必要な福祉避難所を指定するよう働きかけてきており、これまでその指定状況について、報告をいただいているところでありますが、その受入可能人数までは、把握していないところでございます。</p> <p>道といたしましては、市町村に対する福祉避難所への人材派遣などの支援を円滑に実施するためにも、今後、受入可能人数等について、実態を把握してまいりたいと考えております。</p> <p>【総務課政策調整担当課長】</p> <p>残り28の市町村からは、指定の予定はなしとの回答を得ているところでございます。</p> <p>【総務課政策調整担当課長】</p> <p>要援護者がいないということはありませんので、指定の予定なしとしているこれら28市町村につきましては、今後、個別に働きかけるなどして、指定に向けた取組をしていただきたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(指摘) 昨年の3. 11の大震災にしましても、その後の東電の原発事故にしても、あれ程の重大な災害や事故が万が一北海道で起きた場合どうなのかということを考えたときに、そもそも現時点で35の市町村でしか、福祉避難所の指定がされていない。そして残りの市町村、116の市町村についても、いつまでに指定するのかということについても把握していないと思っている。残りの28市町村についてもどうなるか全くわかっていない。さらに、収容人員の問題、支援員・相談員の確保の問題などについても、把握されていないということは、驚くべき現状だと思っており、早期にこういった現状が改善されようように求めておきたい思います。</p> <p>2 福祉避難所の指定について 避難時に障がい特性などに配慮した支援が受けられるように、障がい者施設などの福祉施設を積極的に福祉避難所として指定をしていくべきではないかと考えますが、如何でしょうか。</p> <p>3 障がい福祉計画における取組について 現在、道が策定されている第3期障がい福祉計画におきましては、「災害に備えた地域づくりの推進」について、新たに基本方針を加えることにしていると承知をしておりますが、障がい者には、視覚、聴覚など様々な障がい特性があって、そうした特性に配慮した支援が行える障がい者施設を活用し、福祉避難所を指定することについても計画に明記をしていくべきと考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>【総務課政策調整担当課長】 障がい者施設などの指定についてでございますが、要援護者のうち、重度の障がいなどにより、専門性の高いサービスを必要とする方につきましては、施設・設備及び人的体制などが整った障がい者施設などの福祉施設に、避難する必要があるものと考えております。 このため、道といたしましては、今後とも、市町村に対し、要援護者の実態を把握した上で、施設管理者と十分調整を行い、その状況に応じた福祉避難所の指定を図るよう、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>【地域福祉担当局長】 障がい福祉計画における取組についてであります。障がいのある方々が地域で安心して暮らしていくためには、日常の生活はもとより、災害時に備えた地域の体制づくりが重要と認識しているところでございます。 このため、道といたしましては、福祉避難所の指定に向け、市町村に対し、必要な物資や機材の整備に対する助成を行うとともに、福祉施設などの職員を被災地の福祉避難所へ派遣する仕組みづくりに取り組んでおりまして、今後とも、障がいのある方々が、その特性に応じて避難生活が送れるよう、こうした支援について、第3期北海道障がい福祉計画に位置づけ、障がい者施設などを活用した福祉避難所の確保に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(二) 障がい者の雇用について</p> <p>1 企業に対する優遇制度について</p> <p>次に、障がい者の雇用についてお尋ねしてまいります。障がい者の就労を促進するためには、企業等の理解を得ることが必要であり、直接障がい者を雇用することはもとより、企業の取組を広く評価することも重要であると考えます。</p> <p>道では、第3期障がい福祉計画においても、「企業等との連携・協働を重視し、障がいのある人の就労機会の拡大」に向けた取組を推進することとされておりますが、障がい福祉サービス事業所等へ業務を委託する企業に対する国や道の優遇措置の現状はどのようになっているのか、お聞かせください。</p> <p>2 総合評価競争入札制度の措置状況について</p> <p>今ほどお答えのあった中で、「入札時において障がい者就労支援の貢献度を加味して落札者を決定する総合評価競争入札制度」などの措置を講じているというお答えでありましたけれども、これ具体的に昨年度の措置状況ですね、どのような業務において、どの程度の件数、こうした制度が措置されているのかお聞かせください。</p> <p>昨年度からということではありますが、4件というのは、北海道が行っているいわゆる入札契約に関する件数の多さから言えば、あまりにも少なすぎるのではないかとこう受け止めました。したがってこれから拡大されるように取り組みとして求めておきたいと思っております。</p> <p>3 新たな優遇制度の創設について</p> <p>次に、障害者雇用促進法におきましては、障がい者雇用を進めるため、企業に対し助成措置など様々な取組が講じられておりますが、これまでの取組に加え、企業が障がい福祉サービス事業所に業務を委託した場合、その企業が障がい者を雇用したとみなすなど、といった仕組みも、障がい者雇用を進める上で効果があると考えます。</p> <p>こうした仕組みの制度化について、道としても、積極的に、国に働きかけていくべきと考えますが、見解をお聞かせください。</p>	<p>【障がい者保健福祉課長】</p> <p>企業に対する優遇制度についてであります。国においては、企業等が、授産施設や重度障がい者多数雇用事業所などへ清掃等の作業や製品の発注を行った場合、法人税等を軽減することのできる「障がい者の働く場に対する発注促進税制」の措置を講じているところであります。</p> <p>また、道においては、企業認証制度を導入しており、企業等が、障がいのある方々の雇用や授産事業所への発注など、就労支援に積極的に取り組む場合、「道の中小企業総合振興資金による低利融資」のほか、「入札時における障がい者就労支援の貢献度を加味して落札者を決定する総合評価競争入札制度」などの措置を講じているところであります。</p> <p>【障がい者保健福祉課長】</p> <p>障がいがある方々の就労支援についての、認証企業制度の実態についてでございますが、昨年度認証制度、現在106の企業を認証しておりますが、このうち、総合評価競争入札制度を試行的に昨年度実施し、4件の庁舎清掃入札業務の入札において、認証企業が落札したところでございます。</p> <p>【地域福祉担当局長】</p> <p>国への働きかけについてであります。昨年6月1日現在、道内の民間企業の実雇用率は、1.73パーセントとなり、また、法定雇用率の達成企業割合は48.7パーセントと半数に満たない状況となっており、障がいのある方々の雇用促進が課題となっているところでございます。</p> <p>こうした中、企業が授産事業所等へ仕事を発注した場合、当該企業が障がい者を雇用したとみなすなどの仕組みには、法定雇用率の達成や、障がい者の就労機会の確保の面で効果があるものと考えているところでございます。</p> <p>現在、国の「障がい者制度改革推進会議」におきまして、法定雇用率など、障害者雇用促進法に関する制度の見直しについて、さまざまな議論が行われているところでございまして、道といたしましては、こうした国の動きを注視するとともに、今後、業務委託のみなし雇用など、企業の事業活動における障がい者の就労を促す仕組みについて充実が図られるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>4 企業認証制度について 次に、道では、障がい者条例に基づき、障がい者の就労を支援するため、障がい者の多数雇用など、一定の基準を満たす企業を認証する制度を実施されておりますが、この認証の基準において、障がい者を多数雇用する障がい者団体等に、業務を発注している企業の取組を評価することも、障がい者雇用を進める上で有効と考えますが、見解を伺います。</p> <p>5 今後の障がい者雇用の取組について 障がい者の自立を促進するためには、就労を支援する取組が欠かせないものであります。 道では、第3期障がい福祉計画において、就労支援を基本方針の中に位置づけ、取組を進められようとしておりますが、障がい者の就労を促進するためには、一般企業への就労に加え、障がい者に対する理解、知識のある障がい福祉関係団体や障がい福祉サービス事業所などへの就労の促進についても計画に位置づけをし、働きかけを行っていくことが重要であると考えますが、部長の認識をお尋ねをいたします。</p>	<p>【地域福祉担当局長】 企業認証制度の基準についてであります。現行の認証基準では、企業による障がい者の多数雇用や授産事業所への優先発注、職場実習の受入など6項目の取組を評価対象としているところでありますが、障がい者を多数雇用する障がい福祉関係団体等に対して発注を行う取組も評価対象とすることは、新たな認証取得の機会の拡大が図られるとともに、こうした団体等における障がい者雇用の一層の促進につながるものと考えているところでございます。 このため、道といたしましては、今後、北海道障がい者条例に基づく「北海道障がい者就労支援推進委員会」からの御意見を伺うなどして、認証基準の見直しについて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【保健福祉部長】 今後の障がい者雇用の取組についてでございますが、道では、障がいのある方々の雇用の促進を図るため、これまで、道内11箇所に「障害者就業・生活支援センター」を設置し、ハローワークや相談支援事業所などの関係機関と連携しながら、障がいのある方々に対し、職場実習のあっせんや生活習慣の形成など、職業準備訓練から求職活動、職場定着までの一体的な支援を行いますほか、企業に対し、国が実施する「トライアル雇用」の活用や「ジョブコーチ」の派遣などの制度の周知を図ってきたところでございます。 今後は、こうした取組に加え、第3期北海道障がい福祉計画に障がい福祉関係団体やサービス事業所における雇用の促進について盛り込みますほか、障がい者雇用に係る助成制度の周知や企業から団体等への発注を促進するなど、障がいのある方々の雇用の場の拡大が図られるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>